F E O 1 O 4 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 令和 平 署番号 (所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係) || 提 28 年 令 和 年 Я 日提出 整理番号 税務署 事業種目 出 税務署長 殿 受付印 1 調書の提出区分 退職 提出媒体 給与 報酬 斡旋 住所又は 月 新規=1 追加=2 用 所 在 地 電話(提 訂正=3 無効=4 日 (フリガナ) (フリガナ) 翌年以降 本店等 氏名又は 後提出 名 一括提出 送 付 出 作成担当者 個人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。 又は 有 否 用 法人番号(注) 号 +者 税 玾 番 (フリガナ) 作成税理士 (注) 〇 代表者 署 名 平 電話(成27年分以 給 与 得 徴 収 票 計 (375)1 所 の 源 泉 合 表 源泉徴収税額のない者 A) 俸給、給与、賞与等 の 総 額 ▲のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金 前 の合計表を作 B 源 泉 徴 収 票 を提出するもの 災害減免法 により徴収 猶予したもの (摘 要) -成する場合には、 職 得 2 退 所 の 源 泉 徴 収 票 合 計 表 (316)(摘 要) (A) 退職手当等 の 総 額 Dうち、源泉徴収票 契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)3 報酬、 料金、 <u>員</u> 以 個 区 分 支 金 額 泉徴収税額 |人番号又は法人番 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当) 弁護士、税理士等の 報酬又は料金(2号該当) 稅法 診療報酬(3号該当) 204 条 職業野球選手、騎手、外交員等の 報酬又は料金(4号該当) 号 電子 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当) 欄 ホ ス テ ス 等 の 報酬又は料金(6号該当) 酬又は 何 FD 契 金(7号該当) ŧ 記 料 載 金等 賞 金(8号該当) な 計 61 16 CD=17 Aのうち、支払調書を提出するもの 源泉徴収税額 (A)のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金 17 災害減免法により 徴収猶予したもの 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) 使用料等の総額 。 あっせん手数料の総額 30 。 **(**) のうち、支払調書 を提出するもの (摘要) (摘 要) 通信日付印 5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)確 認 身元 提出年月日 確認) 譲受けの対価の総額 税務署 整理欄 分 区 (摘要)

В

提出媒体欄には、 法定調書の種類別にコードを記載してください。(14 15 MO 16 DVD 18 書面

F E 0 1 0 4

令和 🔲 年分 給与所得の源泉徴収票	等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)	、5 (26)、6 (1)及び 6 (2)関係) 署番号
令和 年 月 日提出 事業	
住所又は調書は	7. 2 2 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋
提 所 在 地 電話() 新規-1 (フリガナ) (フリ	K+)
氏名又は	本 店 等 翌年以降 一括提出 送 付 提 出出
作成担	当者
スは 法人番号法 ※個人番号又は法人番号は複写されません 者 (フリガナ)	有
在 (フリガチ) 作成税 代表者	
<u> </u>	名 電話()
A	日
帰給、 指与 賃与等 の 総 額 ②のうち、 内欄適用	
の日雇労務者の賃金	1 (/)
® 源泉徴収票 を提出するもの 類子税額 災害減免法 人類子税額	門 合 注 計 定 表 ii
により徴収 第予したもの	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
□	音 計 表 (316)
(B) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P	
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表(309)	
区分假人员女女私金额原泉微収税额旧事	
所 原稿料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当) 税 弁護士、税理士等の	調書合計表 (309) 支払金額 源泉徴収税額 円 日 <
法 報酬又は料金(2号該当) , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	フスト
204 診療報酬(3号該当)	法人
に職業野球選手、騎手、外交員等の規制を関する。 人名 機関 又は料金 (4号該当)	所
定す 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当) 人	欄 1/2
報 ホ ス テ ス 等 の 報酬又は料金(6号該当)	() () () () () () () () () ()
又は料 象 金 (7号該当)	
金 賞 金 (8号該当)	
(a) at 1 (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	\[\langle \la
(A) のうち、支払調書を提出するもの (A)	72
(8)のうち、所得稅法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金	
災害減免法により 微収猶予したもの	C DV
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表(314)
区分 人員 支払金額 使用料等の総額 人	区分 人員 支払金額 ② あっせん手数料の総額 月
(B) [F]	
®のうち、支払調書を提出するもの (摘要)	(Aのうち、支払調書 を提出するもの (摘 要) その
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) 区分 人 員 支 払 金 額	
② 1/2 3/2 ml) 設プリの対価の総額人 アード	

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
 - (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4) 「**⑤源泉徴収票を提出するもの」欄**には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

- (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
- (2) 「**® ②のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄**には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
 - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
- (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額 を記載する。
- (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、 契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
- (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出 出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「**②計」欄の「人員」欄の「実」**には、「**所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄**の各欄を通じた実人員を記載する。

- (5) 「**②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**②のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄**には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- **イ** 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要 しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「**②譲受けの対価の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い 生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - **イ** 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調 書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - □ 租税特別措置法第 33 条 (収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書 の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - **イ** 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。